

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和4年12月15日（第8日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから令和4年平泉町議会定例会12月会議、8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務教民常任委員長、産業建設常任委員長及び新型コロナウイルス感染症対策特別委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、議案第45号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第45号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

最初に、参考資料1ページ、議案第45号、参考資料の改正後の（案）の第14条第2項におきまして、記載内容に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

2項の上から6行目から7行目にかけてと、12行目の2か所において記載しております「電子証明等」という表記は誤りであり、正しくは「電子署名等」になりますことから訂正し、おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

今回の条例改正は、令和5年3月から全国のコンビニエンスストア等に設置されている印鑑登録証明書等を交付する機能を有する端末機から証明書を取得できるサービスの導入を予定しているものでございます。申請者が個人番号カードを使用して多機能端末機を自ら操作することにより、印鑑登録証明書の交付申請が行えるよう所要の整備を図るものでございます。

また、現在、役場窓口で印鑑登録証明書を取得したい場合には、申請書に印鑑登録証を添えて申請受付をしておりますが、今回の一部改正により個人番号カード利用者証明用電子証明書を登載している場合に限り、印鑑登録証に代えて個人番号カードを添えることにより交付申請できるよう整備するものであります。

参考資料の1ページ、議案第45号、参考資料の新旧対照表によりまして改正の内容についてご説明をいたします。

第14条第2項中の「前項」の下線部分「前項」は、改正後の下線部分「前2項」に改め、また、現行の「印鑑登録証」は、改正後において次の下線部分「又は個人番号カード」を加え、現行の同条「第2項」を改正後は同条「第3項」とし、同条第1項の次に、次の1項を加えるものでございます。第2項、「前項の規定にかかわらず、被登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に添える印鑑登録証に代えて、個人番号カードを提示し、町長が指定する電子計算機に暗証番号を入力することにより申請することができる。」こととしたものでございます。

次に、現行の第20条を改正後は第21条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1項を加えるものでございます。「第15条（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）第1項」においては、「第14条の規定にかかわらず、被登録者は、自ら個人番号カードを使用して、多機能端末機に暗証番号、その他事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を町長に申請することができる。」こととしたものであります。

第2項においては、「町長は、前項の規定による申請があったときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付する。」こととしたものであります。

附則として、この条例は令和5年3月15日より施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第3、議案第46号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第46号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例につきましては、令和4年8月の人事院の給与改定に関する勧告に鑑みまして、国に準拠した内容で一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の改定を行うため平泉町職員組合と労使交渉を行い、妥結した内容によりご提案させていただくものでございます。

それでは、参考資料3ページをお開き願います。

議案第46号参考資料、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を参考にご説明いたします。

第1条は、令和4年12月支給分の勤勉手当の支給割合の改正でございまして、再任用職員以外の職員については0.1月分引き上げ、「100分の92.5」から「100分の102.5」に、再任用職員については0.05月分引き上げ、「100分の45」から「100分の50」に改正しようとするもので、令和4

年12月1日から適用しようとするものでございます。

次に、給料月額の上上げに係る改正でございまして、参考資料3ページ中段から7ページに記載されております別表第1の現行欄の行政職給料表を改正後（案）の欄の行政職給料表のように改正しようとするものでございます。

次に、参考資料8ページをお開き願います。

第2条では、令和5年度以降における勤勉手当の支給割合について、年間で0.1月分の上上げとしてならすため、再任用職員以外の職員については「100分の97.5」、再任用職員については「100分の47.5」に改正しようとするもので、令和5年4月1日からの施行とするものでございます。

今回の改正によりまして、給料月額が高卒初任給で4,000円の増額、大卒初任給で3,600円の増額など、おおむね30歳半ばまでの若年層の職員が在職する号給についてのみ上上げを行うものでございます。改定率では平均0.3%の上上げとする改定を行おうとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

伺います。

昨年の12月、令和3年度の期末手当の減額をとということありましたけれども、令和4年度に先延ばしをしたのですよね。令和3年度中の減額はしなかったのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

令和3年の12月に議決した内容につきましては、令和4年4月1日からの施行ということですので、いわゆる減額調整というものは、平泉町では行ってはおりません。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

伺います。

ということは、国とか県は令和3年度減額を実施したが、平泉町はしなかった。この議案のベースアップについては、4月まで遡って支給されるのですね。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

そのとおりでございまして、4月1日からの給料月額を引き上げるという内容のものでござい

ます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

確認というか、私の理解度の問題もあると思うのですが、要は今回の提案についてですけども、人勸の勧告に基づいて給与表もなのですけども、4月に遡る、遡及するということと、もう一つはいわゆる勤勉手当ですよね。勤勉手当が、今現在12月です。それで、6月期のこともあるので、本来であれば0.5ですか、上げるというところ、100分の5か、上げるのだけでも、6月のことも考えて、一度、今、今回1に上げて、そしてもう一つ、来年、令和5年4月からのやつは勧告どおりというのかな。100分の5にするということでもいいわけですね。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

おっしゃられたとおり、本年におきましては、6月期分と12月期分合わせて支給を行いますので、第2条で来年度以降の勤勉手当の支給割合については、今回のその第1条での改正を踏まえて、6月期と12月期にそれぞれ分けて支給するために所要の改正を行うという内容のものでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

反対意見を述べたいと思います。

3番、猪岡でございます。

私は、この議案に反対をいたします。

当町の新生児が令和3年度28人、今年度は23人になるとの試算を伺いました。この10年で人口が1,000人減り、人口が7,000人を割るのも目前であります。けれども、30年かけてSICやエピカの借金を返していく。将来のどこかで、人口に比して大変な重荷になることが自明であります。けれども、もう借りてしまった。この冬をどう乗り切るのかに苦慮している家庭が、当町だけでなく、当町にも必ずございます。福祉の手が足りず、届かず、寒い冬を過ごす。昨年は国や県の示しが遅いと手当の減額実施を先延ばししました。そして、今年度は国や県の示しどおり、4月まで遡及して基本給のアップをすると。こうした手当の増額や給料アップがこの地方で、この地

域であったとは聞こえてまいりません。聞こえてくるのは必需品の値上げ、それらのラッシュにおびえる、寒さにおびえる声です。経済がうまく回っているときは、こうした状況もありかもしれません。しかし、どこかで削る姿勢を見せないことには、この先を長く見据えることはできません。たくさんの方々がこの昨年の減額先延ばし、そして、今年のベースアップ、4月まで遡及して。こうしたことに意見を言いたいとおっしゃっております。私は、こうしたものの中から、福祉に幾らかでも回せるような配慮をしていただきたいと思います。考えるものです。

以上です。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

原案に賛成する立場で、簡潔に討論させていただきたいと思っております。

今回提案されております町職員の手当や俸給の改定については、いわゆる公労法で規制をされております公務員労働者の争議権に対する代替措置として設置をされております人事院勧告に基づく対応として行われてきているわけでございます。

ご案内のように、公務員以外の労働者については争議権が付与され、自らの労働に見合う対価を正当に要求をする行動が認められているわけでありますが、公務員労働者には、その自治体に居住をする住民の生活と福祉を安定的に守るために、自ら持つ能力を提供するというを前提に人事院勧告制度がつくられてきているわけでございます。もちろん、反対討論をされた内容について全面的に否定をするわけではございませんが、少なくとも本町職員の皆さんが真に住民の福祉の向上のために住民に尽くすと、こういう立場で日々業務に研さんをされていることだろうというふうに思いますし、反対討論で述べられたような課題については、さきの一般質問の中でも討論がされましたけれども、財務書類の行政コスト計算書を事業別にしっかりとつくり上げることによって、どこに投資対効果が表れているのか、あるいはどこに無駄があるのか、そういったことがしっかりと見えてくるわけでありまして。我々議会とすれば、そうした事業別の行政コスト計算書などをしっかりと活用して、その中で職員の住民にしっかりと応えるような労働環境を整えていくと、あるいは、住民の福祉に議会としてしっかりと応えていくと、そのような取り組みが求められているのではないのでしょうか。いたずらに役場職員の賃金を減額をする、こういうことは避けて通らなければならないというふうに思います。それが職員のいわゆるやる気を巻き起こす大きな源になっていくのではないかと、このような立場から、提案をされております議題について、私は賛成の討論とさせていただきます。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

三枚山光裕です。

賛成の立場から、そして、この議案に対しての理解というか、認識を深める立場からも討論したいと思います。

まず、昨年12月に当議会として決めたのは、19条、期末手当についてでありまして、今回の議案は20条の勤勉手当というふうになっておりました。そしてまた、昨年12月議会で決めたのは、今年の4月からその期末手当を100分の130から100分の122.5に引き下げることが決められたのであります。

前段の討論にもありましたけれども、今、日本の経済の中で賃上げこそが必要だということになっておりました。こうした中で、公務員労働者がやはりこの賃上げのそういった道をつけていくという点でも、そしてまた、公務員であっても物価高騰の中でこの賃上げが必要だというふうに思います。そして、一方で、民間大企業はこの10年間、内部留保が連続してたまり続け、今年現在で516兆円を超えるという過去最高の事態となっているのであります。

こうしたことを考えても、本議案には賛成することが大切だというふうに思っていて、討論といたします。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第4、議案第47号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書12ページをお開き願います。

議案第47号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例につきましては、令和3年法律第63号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、国家公務員と岩手県職員に関する改正と同様に、平泉町職員の定年の段階的な引上げに関して所要の整備を図ろうとするものでございます。

改正に当たりましては、職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する内容となりますことから、制度の概要につきまして職員組合と労使協議を行い、交渉妥結を得まして、今般提案させていただくものでございます。

初めに、第1章中、第1条でございますけれども、こちらは地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理による改正となるものでございます。

次に、第2章中、第3条は、60歳の定年を65歳に引き上げること、また、第4条では、従前から規定されております定年による退職の特例に管理監督職勤務上限年齢制の導入によりまして、管理監督職から管理監督職以外の職に降任する場合の特例に付随し、公務の運営に著しい支障が生ずる場合であって、町長の承認を得たときに限り、60歳以降も引き続き、原則1年を超えない範囲内で管理監督職を延長することができる規定を関連づけるものでございます。ただし、その延長期間は3年を超えることはできないものとなっております。

なお、定年に関する経過措置といたしまして、制定附則第2項におきまして、令和13年度までの間、定年を段階的に65歳まで引き上げるという内容のものでございます。

次に、第3章でございますけれども、第6条から第8条では、管理監督職勤務上限年齢制の導入を規定しておりまして、内容といたしまして、組織の新陳代謝を確保し、かつ活力を維持するため、管理職手当の支給対象であります管理監督職の職員が60歳に達した年度の翌年度の4月1日に管理監督職以外の職、課長補佐級の職としておりますけれども、降任となるものでございます。

また、第2章における説明と重複いたしますが、管理監督職勤務上限年齢制の導入によりまして、管理監督職から管理監督職以外の職に降任する場合の特例といたしまして、第9条から第10条では、職員の同意の下、公務の運営に著しい支障が生ずる場合であって、町長の承認を得たときに60歳以降も引き続き、原則1年を超えない範囲で管理監督職を延長することができる規定を整備するものでございます。こちらにつきましても、その延長期間は3年を超えることはできないものとなります。

次に、第4章でございますが、第12条及び第13条では、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を本人の希望により、65歳までの任期の期間で短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制度を整備するものでございます。

次に、制定附則第3項では、情報提供、意思確認制度が追加となっておりまして、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳に達する以後に適用される任用、給与退職手当の制度に関する情報提供をすること、また、60歳に達する年度の翌年度以降の勤務もしくは退職の意思を確認する

よう努めるものとなってございます。

また、今回の一部改正条例の附則では、現行の60歳定年退職者の再任用制度が廃止される代替措置といたしまして、定年が段階的に引き上げられる期間におきまして、65歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様の仕組みとして措置となります暫定再任用制度として整備しようとするものでございます。

なお、この条例につきましても、勤務延長や定年退職等の再任用、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置等を規定しておりますが、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

伺います。

フル延長を望んだときだけ5級職として後任されて勤務する。それで、30時間、暫定短時間再任用職員さんは、従来どおりの主任級、3級ですか、で週30時間まで働く。これでいいのですか。それとも、週30時間も課長補佐級の給与が支給されるのですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今のご質問は、フルタイムと短時間を選んだ場合との違いということだと思いますけれども、まず降級につきましては、管理監督職となっているものが課長補佐級に降格するというようなこととございます。こちらは、フルタイムといえますか、定年延長をそのまま65まで働くというような方についてということとございますし、短時間を希望される職員につきましては、週30時間以内という現行の、こちらで申し上げる経過措置期間における暫定再任用制度と同様の扱い、公平性というような観点からも同じ扱いとしますので、その職員につきましては、主任という現行の再任用制度と同じ扱いというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

管理監督職も町長さんが必要だと考えたときには1年限りで、3年に限るとありますけれども、これ、前例はありませんか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今般の条例整備上は、必要な場合に町長が考える場合とはいうことで、その管理監督職を1年の任期で最大3年というふうに規定しておりますが、現在、平泉町で考えておりますのは、60歳以降も引き続き管理監督職を行うというような職はないというふうに考えておきまして、こちらにつきましては、その勤務の特殊性であるとか、その方が抜けた場合に、退職された場合にその方の代わりとして補充することが難しかったり、そういった特殊な要件の場合、この規定によって職を今申し上げたとおり継続するというような規定がございますが、平泉町におきまして、管理職におきましてその特殊性等がないというものとして、この制度がスタートした際は、引き継ぎの管理職、60歳を超える管理監督職はないというふうに運用上考えておるところでございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

ここに令和3年度の決算書があるのですけれども、その86ページに管理職手当26万9,136円というのがあるのです。これは先例ではないですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

すみません、答弁漏れがございました。

先ほどのご質問で、これまでの再任用制度、つまり60歳を退職して以降の職員については、先ほど申し上げた短時間での運用、週30時間での勤務ということで再任用制度を運用してまいりました。その中で、管理監督職でありますのは、長島保育所長が再任用職員として任用されておりました。こちらにつきましては、現行制度でそのような対応が可能だということですので、任期を1年という期間で区切りまして対応しておりました。それ以外にも平泉幼稚園で、この再任用制度は平成13年からスタートしておりますから、その間に必要に応じて再任用職員においても管理監督職として任用して、登用してきたというような現実はございましたけれども、この定年延長制度に関しましては、特殊的な事情がない限りは組織の活性化を図る、つまりは高年齢層職員が一定期間増えていくというふうなところもございますので、そういったことの観点から、かつ昇給・昇任といったようなところが、なかなか65歳まで管理職を続けるというふうになりますと、先ほど申し上げた組織としての継続といいますか、持続可能な組織として運用していくためには、60歳で管理監督職を定年とするというふうなところを基本としてこの制度が設計されておりますので、実際は、来年度からは60歳を超える管理監督職は任用されないというふうに認識しております。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

該当者が8名いるということをお前回伺ったような気がします。大体ここにいらっしゃる方たち

ですよね。ただ、人事管理上、人が育たないというのはやっぱりまずいので、ぜひ後輩たちを育て上げていただきたいとそう考えます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第48号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書25ページをお開き願います。

議案第48号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての補足説明をさせていただきます。

この条例につきましては、議案第47号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に関連して制定するものでございまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の定年の段階的な引上げに関しまして所要の整備を図ろうとするものでございます。

なお、本条例につきましては、定年制度延長に伴い、職員の定年等に関する条例以外に一部改正等の必要がある九つの条例につきまして、一元的に整備条例として制定するものでございます。

第1条では、平泉町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について規定しておりまして、公益法人等に派遣することができる職員から除く職員及び特定法人の業務に従事するために退職する職員から除く職員の範囲に管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例が対象となる管理監督職を含めることに改めようとするものでござい

す。

第2条では、平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について規定しておりまして、地方公務員法の一部改正に係る条項の整理を行うものでございます。

第3条では、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正について規定しておりまして、「職員の意に反する降任等の手続及び効果」の中に「降給」を追加することに改めようとするものでございます。

議案書26ページをお開き願います。

第4条におきましては、平泉町職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部改正について規定しておりまして、懲戒の手続に係る減給の効果について明確化することに改めようとするものでございます。

第5条では、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について規定しておりまして、地方公務員法の一部改正に係る条項の整理によるもの及び「再任用短時間勤務職員」の名称を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めようとするものでございます。

第6条では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について規定しておりまして、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例が対象となる管理監督職を含めること、及び「再任用短時間勤務職員」の名称を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めようとするものでございます。

次に、27ページから30ページにわたって記載されておりますが、第7条でございますが、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について規定しておりまして、定年前再任用短時間勤務職員に係る給料月額の基準の整備、60歳に達した職員の給与につきましては、当分の間、60歳に達した日以後の最初の4月1日の前日に受けていた給料月額の7割を乗じて得た額に改めようとするものでございます。

管理監督職勤務上限年齢制度により降任、降給を伴う異動をした職員につきましても、異動前である4月1日の前日に受けていた給料月額に7割を乗じて得た額が基準となり、4月1日に受ける給料月額に7割を乗じて得た額との差額を管理監督職勤務上限年齢調整額として加算するものでございます。また、「再任用職員及び短時間勤務職員」の名称を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めようとするものでございます。

次に、30ページをお開き願います。

第8条では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について規定しておりまして、地方公務員法の一部改正に係る条項の整理を行うほか、「再任用職員」の名称を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めようとするものでございます。

第9条では、現行の60歳定年退職者の再任用制度が廃止となるため、平泉町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。なお、この条例につきましては、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定しておりまして、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

現在の当町で、この公益法人等へという場合、対象となるところというのはあるのですか。伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

現在は対象となる職員であるとか、そういう申し出と申しますか、そういうようなことでの対象となった実績はございません。

議 長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第6、議案第49号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について補足説明を求めます。

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

それでは、議案第49号につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書34ページでございます。

議案第49号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の議決を求めることについてでございます。

今回の改正は、町税条例第99条にただし書を加えるという内容でございますけれども、参考資料の30ページをご覧くださいと思います。

今回の改正は、地方税法第520条第1項における鉱産税の標準税率と町税条例との整合性を図るため、平泉町町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

第99条ただし書でございますけれども、毎月1日から月の末日までの間に掘採された鉱物の価格が200万円以下の場合には、税率を100分の0.7というふうの規定するものであります。

なお、この改正は交付の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第7、議案第50号、平泉町学校給食費に関する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、議案第50号、平泉町学校給食費に関する条例について補足説明いたします。

議案書35ページをお開きください。

町内小中学校の学校給食につきましては、これまで各小中学校で給食費の徴収や管理、食材費の支払いを行う私会計方式とし、教職員がその事務を担ってきたところでございます。教職員の業務負担の軽減等の観点から、文部科学省では地方公共団体が学校給食費の徴収、管理等の業務を行う公会計方式の推進を図るため、令和元年7月に学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを発出したところでございます。

このガイドラインの中におきましては、地方公共団体における学校給食費の徴収・管理の透明性の観点から、条例、規則を制定し、地方公共団体における徴収・管理の扱いを地域住民に対して明らかにしておくことが望まれますとの記載があり、当町におきまして公会計方式を進めていくに当たり、学校給食費に関する条例等の整備が必要となることから、今回所要の整備を図るものでございます。

それでは、まず初めに第1条でございます。

第1条におきまして、この条例の趣旨について、学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるものと規定しております。

第2条におきましては、学校給食費、保護者等、学校給食費負担者の用語の意義について定義してございます。

なお、第2号において、規則で定める者の内容といたしましては、児童福祉法第6条に規定する保護者、児童を現に看護する者及びこれに準ずる者として町長が認める者となります。

第3条でございますが、平泉町立小学校、中学校に在籍する児童生徒、また、その他学校給食を提供する必要がある者に学校給食を提供することについて規定してございます。

なお、第2号において、規則で定める者の内容といたしましては、小中学校に勤務する職員、あとは臨時的に給食の提供を受ける者、その他町長が認める者になります。

第4条になりますが、学校給食費は学校給食費負担者から徴収することについて規定しております。

続きまして、第5条でございます。

学校給食費の額は規則で定めることと規定しております。

なお、規則で定める給食費の額につきましては、1食当たりの所要額に年間給食予定日数を乗じて得た額を基本とし、教育委員会の意見を聞いて町長が定めるものということになります。

第6条でございますが、学校給食費の納付は規則の定めるところにより、学校給食費負担者が納付することについて規定しております。

なお、規定で定める給食費の納付につきましては、5月から2月の10期に分割いたしまして、町長が定める方法により納付することとなります。ただし、生活保護世帯、就学援助認定世帯は除くこととなります。

続きまして、第7条になります。

特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、または免除することができることについて規定しております。

続きまして、第8条でございます。

必要な事項は規則で定めることについて規定しております。

なお、規則で定める必要な事項につきましては、給食費の過誤納に係る給食費の還付充当、食物アレルギー、転出、病欠等の理由により継続的に給食の提供を受けることができない場合の届出、児童生徒の転入時、災害、食中毒、異物混入等、やむを得ない事由により学校給食を提供できない場合の給食費の調整などについてとなります。

続きまして、議案書36ページになります。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたしまして、必要な準備行為につきましては、この条例の施行の前においても行うことができることとしてございます。

なお、平泉町学校給食費に関する条例施行規則につきましては、今回の平泉町学校給食費に関する条例の議決後、教育委員会議に諮り、教育委員会議において議決を得る予定となっております。

私からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

5番、阿部圭二です。

学校給食の公会計についてですけれども、私が2019年3月会議だと思ったのですが、一般質問をしておりますけれども、そのとき、今の教育長ではありません。前教育長でしたけれども、プラスの面もあるけれども、マイナスの面もあるなんていう話もされていたと思ったのですが、そして、今まで3年半ぐらいかかっているのですが、結構長くかかった、それはどういう経緯でこれぐらいかかったのかという話もしていただければと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

2019年からというようなことのご質問かと思いますが、まず公会計化のメリット、デメリット等についていろいろと検討してきたというようなところでございます。それで、公会計化にすることのメリットとしてまず大きいのが、今、学校給食費の事務につきましては、いずれ学校の教職員等が行っているということで、それが教育委員会事務局のほうで実施するということになりますので、まず学校の負担が減るとようなことが最大のメリットではないのかなというふうなところでございます。これらのことから、教職員の今まで給食事務に費やしてきた時間を子供と向き合う時間に今後当てられるのかなというふうなことで考えてございます。

また、保護者からの利便性というふうなところもございます。現状では、両小学校におきまして、学校が指定した金融機関からの口座振替のみというふうなところになってございますが、今

後、町が徴収事務を行うというようなところでございますので、保護者が希望する金融機関の設定が可能となり、保護者の利便性が向上するのではないかとというようなところでございます。

デメリットというようなところもございます。給食費の納入につきましては、今まで学校と保護者が直接やり取りしてきたというようなところもございまして、それが今後、公会計化となった場合には、町と保護者というようなところでのやり取りというようなところでございます。全国的な例でも、やはりこのようなことから収納率が低下したというような事例も認識しているというようなところでございます。これらにつきまして、いろいろと検証してまいりました。この公会計化に伴いまして、システム化をしていかなきゃならないというようなところもございまして、スケジュールといたしましては、今年度中にそのシステムのほうの入力等の作業が終わるというような状況でございます。来年度からの実施というようなところで今進めているというようなところでございますので、2019年から3年ぐらい、今までかかってきたというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

公会計化ということで、今の答弁にもありましたように、今までの方法と一番大きく変わる点についてお答えいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今までと変わる点というようなことでございましたが、先ほども申したとおりの繰り返しにはなりますけれども、先ほどの公会計化にするメリットというようなところですが、いずれも教職員の負担がなくなるというようなところが一番大きく変わってくるというようなところになるかと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

納付先が金融機関とか、そういうところが変わるということは、でなければ、増えるとか、そういうことではありませんか。納付先については、変更はないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

納付先が変わるかというようなところでございますが、今までは、先ほども申したとおり、保

護者が学校さんの口座のほうに振り込んでいたというような状況でございますが、公会計化になりますと、保護者の通帳から町のほうで振替を行うというような状況になると考えてございます。以上です。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、システムの導入は今年度中に行うということの答弁がありました。そのメリットとして学校の負担が軽減されると。その代わり、町のシステム導入あるいは様々な未納者に対することとか、そして、どこが担うのか、教育委員会だとは思いますが、そういった人間的なものとか、そういったところの準備を来年度導入に向けて行うということですが、その辺の予算的な措置とか、そういうところをどういうふうにお考えか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

システム等につきましては、一応本年度予算で導入というような形になりまして、それぞれ保護者の口座情報等の入力を今年度中に行うと。来年度からにつきましては、そのシステムのリース料等が発生いたしますので、そちらのほうの支払いが今後出てくるのかなというようなところでございます。

あとそれから、今まで教職員が担っていた事務というところで、まず給食費の管理、あとは食材費の支払い等につきましても、今後、教育委員会事務局のほうでやるというふうなことになりますので、事務的なところにつきましては、教育委員会事務局のほう負担になって、うちのほうが増えてくるというような状況になるかとは思いますが。

以上です。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

その分、学校が負担が軽減される代わりに、町のそういったところが業務が増えてくるというところだと思いますが、やはり狙いとしては学校現場のそういったところ、働き方改革ということの趣旨だと思います。そして、そうなりますと、未納者に対するそういったところも役場として担うことになると思いますし、そして、児童手当からの引き落としとか、そういうことも準備されているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

給食費の未納者に対してというようなご質問かと思いますが、未納者に対しましては、税金

等々同様に徴収担当課と連携しながら、納付相談を行いながら、今後実施していくというようなところで考えてございます。

それで、あとは児童手当からの徴収につきましては、こちらは保護者の同意がなければならないというようなところもございますので、そこら辺、保護者の同意を得ながらということで、児童手当からの徴収も可能であればということで、そちらからも同意を得ながら、そちらのほうは丁寧に対応をしてみたいと考えてございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そういう形で支払う保護者への周知といったところも丁寧な説明をしながら、スムーズな移行をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第8、議案第51号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書37ページをお開き願います。

議案第51号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書38ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税、1項町民税966万4,000円、これは個人の現年課税分でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金602万1,000円の減、これには地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円が含まれております。

15款県支出金、2項県補助金658万2,000円の減、これには地域経営推進費659万2,000円の減額が含まれております。

16款財産収入、2項財産売払収入7万8,000円。

18款繰入金、1項基金繰入金5,855万5,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

20款諸収入、5項雑入6万円。

歳入合計補正額5,575万4,000円でございます。

次に、39ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費18万2,000円。

2款総務費299万円、1項総務管理費153万6,000円、これにはホームページ更新委託料900万円の減額が含まれております。2項徴税费127万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費12万5,000円、4項選挙費1万6,000円、5項統計調査費3万8,000円。

3款民生費3,072万4,000円、1項社会福祉費2,507万3,000円、これには健康福祉交流館特別会計繰出金1,814万円、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円が含まれております。2項児童福祉費565万1,000円、これには町単独医療費給付金202万4,000円が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費781万1,000円、これには水道事業会計補助金685万2,000円が含まれております。

6款農林水産業費49万3,000円、1項農業費54万1,000円の減、これには園芸産地形成推進事業補助金10万円、下水道事業会計補助金55万2,000円が含まれております。2項林業費103万4,000円。

7款商工費、1項商工費246万2,000円の減、これには町内イベント等開催支援事業補助金250万円の減額が含まれております。

8款土木費218万円、1項土木管理費61万6,000円、2項道路橋梁費3万8,000円、4項都市計画費43万1,000円の減、これには下水道事業会計補助金66万円が含まれております。5項住宅費195万7,000円、これには修繕料114万6,000円が含まれております。

9款消防費、議案書40ページをお開き願います。1項消防費43万1,000円。

10款教育費1,279万4,000円、1項教育総務費202万円、これには育英資金貸付基金繰出金46万8,000円が含まれております。2項小学校費547万2,000円、これには光熱水費186万3,000円が含まれております。3項中学校費310万7,000円、これには光熱水費281万円が含まれております。

4 項幼稚園費49万2,000円、5 項社会教育費37万3,000円の減、6 項保健体育費207万6,000円、これには修繕料150万3,000円が含まれております。

12款公債費、1 項公債費61万1,000円。

歳出合計補正額5,575万4,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

1 番、大友仁子です。

2 点伺います。

初めに、54ページの2 目予防費の17節の備品購入費、減額14万5,000円、屈折検査機器購入費、これなのですが、単純に予算が112万8,000円でした。それに対して14万5,000円の減額で98万3,000円の商品だったということでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

54ページの2 目予防費の17節備品購入費の屈折検査機の機器購入費で14万5,000円の減額でございますけれども、こちらにつきましては、予算よりも安価にといいいますか、実績に応じまして購入させていただきましたので、予算よりも少し低額で購入することができたので、14万5,000円の減額となっているところです。

議長（高橋拓生君）

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

承知しました。

では、2 件目にいきます。

59ページの4 目観光振興費の18節の負担金補助及び交付金、減額の250万円、町内イベント等開催支援事業補助金が250万円の減額になっておりますが、これ、スマートインターチェンジのにぎわい創生イベント等を主催する団体または事業等に対して、開催に係る経費を補助する上限、1 件当たり50万円、5 件の補助をしますということで250万円の計上になっておりますが、1 件もなかったということになりますけれども、どのような周知をしておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

4 目観光振興費の18節負担金補助及び交付金の250万円の減、内容につきましては、町内イベ

ント等開催支援事業補助金ということでもあります。これは補正予算のほうで計上させていただいたのですけれども、実際2社、3社ぐらいと開催に向けて検討してきたところでございます。それで、まず1点目はトイレがやっぱりないということで、仮設トイレ等もできるのですけれども、そこまでやって、なかなかイベント開催というのは難しいということで、今年は難しいということの回答いただいておりますので、これにつきましては、来年度ぜひ実施したいということで協議を進めているところでございます。

また、もう一点のイベントにつきましても、今年度実施する予定でありましたけれども、イベント会社の周知期間のほうที่足りないというようなことで、場所を変更して別なところでイベントを開催したということもありますので、2つ進めておりましたけれども、それが今年できなくなったというようなところで、予算としては50万円の5回で250万予定しておりましたけれども、250万円の減額ということで今回提案をするものでございます。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

周知方法、お願いいたします。

観光商工課長（菊地隆一君）

すみません。周知方法でありますけれども、これにつきましては、ホームページのほうで要項とか上げておりますので、周知したところでございます。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

スマートインターチェンジが1,200台ぐらいの駐車場なのですけれども、ふだんは閑散としていまして、例えば5月3日の藤原まつりの日とか、どんどんやっぱりにぎわいをするためにこういう事業をしていただきたいと思います。今後の利活用については、どのようにしていきますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今後の利活用につきましても、今、新年度予算の編成中でございますけれども、イベントのほうを開催したいということで今計画をしております。今年実施しましたけれども、5月3日の藤原まつりの駐車場として、また、シャトルバスを運行してというようなことも今検討して、予算を今作成しているところでございますので、いずれ大型駐車場の利活用を図るためにいろいろなイベントを開催していきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

実は予算書のほうには、町長選挙の時間外が300万円計上されているのですけれども、ここの辺の支出についての補正等はないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

確かに町長選挙が終わっておりますので、その辺の調整が必要かとは思いますが、今回のタイミングではなく、3月までの間での調整というふうに、つまりそのときに合わせての減額というふうに捉えております。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

給料に対する時間外追加総額が当初予算の4分の1、25%に当たるのです、大まかな計算で。これ、予算当初組むときにもうちょっと、働き方改革とか言われている世の中で精査できないのでしょうか。また、偏りは発生していませんか。伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

おっしゃられるとおり、働き方改革というのは大きな目標を掲げて、時間内で業務を完了するように各課管理職が所属員に対して事前に時間外の申請をしていただくように話を進めて、実際必要な時間外を命令して行っているというような状況がまずございますが、実際はその働き方改革という取り組みの中で、なかなかその効果といいますか、結果を見いだせていない状況がございます。その事由といたしましては、このコロナ禍におきまして、いろいろな町民の方の生活あるいは企業者の事業を継続するためのいろいろな支援事業を行う中で、給付業務であるとか、新たな業務が発生しているというような状況であります。あとは新型コロナウイルス感染症の蔓延によって自宅待機をするということが余儀なくされている、あるいは感染する職員も一定程度おありまして、そういった状況の中で、それを平泉町役場としての行政運営を継続するための対応として、協力体制を取って業務継続計画に基づいて住民サービスの停滞を招かないような対応を行っている中で、そのフォローをする時間外勤務といったものも発生しております。そういう状況の中で一番大事なのは業務を滞らせないという、住民サービスを低下させないということですので、そういった事情であることをご理解いただきたいというふうに思います。この時間外手当といいますか、人件費の縮減については行革プランに掲げて取り組んでおるところですので、そこは特殊事情としまして、引き続き町民の皆様にご理解いただけるような形で、そういう業務の効率化等について、働き方改革の両立に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

52ページに保育所ですか、この減額は。これ、サービスは落ちていませんか、保育サービスは。
議長（高橋拓生君）

猪岡議員、もう少し詳細に項目を教えてくださいと思います。

3 番（猪岡須夫君）

52ページの4目児童福祉施設費の中で、人件費が大きく減額されていますよね。これでサービスの低下とかというのは大丈夫ですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

児童福祉施設費の報酬で、会計年度任用職員の報酬が200万円ほど減額になっているこの理由について、今ご質問されたのかと思いますが、これにつきましては、長島保育所のほうで当初予定していた人数、15名というふうな人数を予定しておりましたが、実質入所されている子供の数が少なかったと。当初、今年度たしか六十数名だと思いますが、その人数が少なく、保育所の配置基準にのっとって十分対応できる人数ということで、若干予定の人数より少ない方の採用ということになったことから減額になったところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉保育所長。

平泉保育所長（千葉真由美君）

職員給料のところの減額についてなのですが、そのところは産休代替の臨時的任用職員分として予算を取っておりましたが、11月までの任期となっておりましたので、その分の減額となっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

あと2つ伺います。

46ページの6目23節の希望のまち基金事業出捐金でしたか、4万円の減額というのはどういう意味なのかと、それから、64ページの奨学金の支出について、どんなふうな中身……

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、1つずつ。

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

46ページ、6目企画費の中の23節投資及び出資金の中の希望のまち基金事業出捐金でございますが、これにつきましては、各学年、平泉町では2名ずつの出捐金を支出をしております。1年生から3年生まで2名ずつ、合計6名分を負担をするということになっておりまして、当初予算では1人2万円ですので12万円、6名分で12万円の参加をしております。今年度の1年生

の募集の結果が、活用者がゼロということでしたので、2年生と3年生分2名ずつで4名分ということに確定になりましたので、2名分を減額するものでございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

64ページの奨学金の支出について、概要でよろしいので伺いたいです。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、64ページの3目教育振興費の27節の繰出金の育英資金貸付基金の繰出金46万8,000円についてご説明いたします。

前回の9月会議のときにもご説明したかと思いますが、さきの決算審査におきまして、この育英資金の償還対象者の死亡によりまして、償還免除となった貸付金について早急に整理するようということで指摘があったというようなところでございます。それに伴う今回補正を行うものでございます。

育英資金の現在の貸付の額につきましては、5,335万2,000円で運用しているというような状況でございます。こちら、平成29年の3月に借受者の死亡によりまして、基金条例の16条の規定に基づきまして、償還未済額全額の46万8,000円について償還免除ということになったところでございます。本来であれば、この償還免除決定後に基金への繰入れ等の処理を行うべきところでしたが、基金制度に対する認識不足によりまして、これまで適正な処理が行われてこなかったというようなところでございます。今回、一般会計よりこの当該額46万8,000円について繰り出しを行うものでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

4つほど伺いたいと思います。

まず、42ページ、歳入の16款の財産収入がありました。7万8,000円ということなのですが、これは何、どこの、不動産か何かだと思いののですが、という点です。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

こちらは、スマートインターチェンジの用地でございます。こちらが平泉町有地が一部ございまして、こちらをネクスコのほうに売却するというところでございまして、その価格の決定に当たりましては、町有財産評価委員会を11月に開き、その額を確定しているものでございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

では、続いてですけれども、45ページ、ここだけではありませんけれども、これは総務管理費なのですけれども、光熱水費、燃料費がここで32万3,000円とか、それから、これはどういうふうになるか、中学校費とか、それから、中学校費でも随分ここ増えていますよね。それで、これ、これまでの、前年度でもいいのですけれども、こういう時期の補正というのはないのだろうと思うのですけれども、その辺はどのぐらい増えているとか、課がわたりますので、そこは掌握しているか分かりませんが、その負担の上昇状況というのはどうなっているのかについて伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

電気料金につきましては、民間事業者の、電気事業者の値上げに伴いまして行うものでございますが、予算的に見ますと、このまま今回の補正で賄えるということであれば、全体で2,000万円程度、前年度比で支出が増加しているというような状況でございます。冬期については、各施設とも節電を行っておりまして、また、国のプログラム等でも節電施設に対してポイント制で還元するというようなこともありますので、共通して節電に取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

議長（高橋拓生君）

教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、各学校の電気料金の関係についてご説明いたします。

今回、電気料金等につきましては、各小中学校とも増額補正をしてございます。皆さん方ご承知のとおり、こちらにつきましては、燃料の価格高騰など様々な事由から電気料金がかなり値上がりしてきたというようなところでございます。それで、学校におきましても、平泉小学校につきましては157万1,000円、長島小学校が29万2,000円、平泉中学校281万円というようなところでの増額補正ということですが、こちらの積算につきましては、各校本年度の支払い状況につきまして、一応昨年度と比較いたしまして、今後この価格につきましてはどのような動向になるかというところも不明なところもあるというようなところでございましたので、支払い状況を昨年度と比較しまして、毎月その値上がり率を一応出したというようなところでございます。それで、一番高かった月の率を基に11月以降の分に乘じて年間見込額を算出して、現計予算と差引きして今回の増額補正というような形になってございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

55ページ、6款農林水産業費のタブレット端末管理ツール使用料と、56ページでタブレット端末の購入というふうになっていましたが、当初予算ではなくて、補正ということなので、農業委員会用なのでしょうけれども、これはどういうことなのかなという点です。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

55ページから56ページの11節役務費の通信運搬、それから、13節の使用料及び賃借料及び17節の備品購入費ということで、これは一連のタブレット端末の購入の部分でございますけれども、こちら、県と協議しておりまして、県からの申請の交付決定が来ましたので、今回の補正予算での上程ということになっております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

先ほど私、農林振興課長と申しましたが、農業委員会事務局長に訂正させていただきます。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

引き続き農林関係で、57ページの3目18節の主食用水稲作付の支援の関係なのですが、補正が377万6,000円減額ということになっていますが、この件数、戸数というのか、件数というのか、その辺はどういうような状況かということをお尋ねします。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

当初予算を組む段階では、水稲の作付面積で予算組んでおりましたけれども、そちらでは1,060人というようなことで見込んでおりましたけれども、実際の申請の交付対象人数というのが627人というふうになっております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

同類を2つお伺いします。

43ページの雑入であります。中山間の直接支払いの返還金が計上されておりますが、この内訳をお願いします。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

中山間の活動組織のある組織ですけれども、取組面積を今年度減少するというようなことで、要は管理をしている面積を減らすということになりましたので、令和2年度と、それから、令和3年度分の交付金支払いしておりましたので、そちらの分の返還をいただいたというところでございます。

議長（高橋拓生君）

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

あわせて、歳出の分、57ページの3目22節、支出の分に4万1,000円が同じように計上されておりますが、これはその関連ということですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

歳入を受けまして、国と県に対する返還金につきましては、こちらの57ページの歳出のほうでということになります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

61ページ、土木費4項1目の中の18節下水道事業会計補助金ということで66万円計上されておりますが、この補助金については61万2,000円という数字もあるのですけれども、この差額についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

下水道会計の103ページをお開き願いたいと思います。

収入の1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料が60万円減と見込んでおります。それに対しまして、2項営業外収益、3目他会計補助金が121万2,000円、その差が61万2,000円となります。ですので、……

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

議長（高橋拓生君）

今、調べておりますが、ここで休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

答弁保留をしておりました岩渕建設水道課長の答弁を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

61ページ、1目都市計画総務費、18節負担金補助金及び交付金66万円になりますが、6万円が価格高騰分になりまして、60万円は下水道使用料減少に伴う補助金になります。その6万円と57ページの5目農地費、18節負担金補助金及び交付金55万2,000円、この6万円と55万2,000円合わせまして61万2,000円が価格高騰分として補助する金額となっております。

103ページをお開き願いたいと思います。それが、収入、1款下水道事業収益、2営業外収益、3他会計補助金、先ほどの55万2,000円と66万を合わせまして121万2,000円を下水道側では補助を受けるという形になっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

その内訳については、中身をご説明願えますでしょうか。例えば、電気料金あるいは施設管理費といったところでのなるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

価格高騰分につきましては、全て電気使用料の高騰分ということで補助するというものであります。下水道になりますので、処理場またはマンホールポンプというものは電気を使用しますので、それに対する補助ということになります。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今回電気料の補助金というふうに解釈しているわけなのですが、今、契約している電力はどちらでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

農業集落排水、公共下水道ともに東北電力となっております。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

電気料の高騰ということで、来年には電気料金もかなりアップするだろうというふうに見込まれているわけですが、この時点で新電力、今の状況を見直すような考えはないか伺いたと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

新電力会社への変更ということかもしれませんが、ちなみにですが、水道の浄水場、それは新電力会社と契約している状況です。その新電力会社は、今までの単価が2倍、3倍となっている状況であります。東北電力のほうがまだ料金の価格のアップが抑えられておりますので、他電力への変更というものは考えておりません。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

62ページの土木費、5項1目住宅管理費の中の10節需用費、修繕料ということで114万6,000円が計上されておりますが、この内容についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

10節の需用費114万6,000円の修繕料につきましては、まず1つは非常用電源の点検によりまして、非常照明に不備があるということで、その修繕をする必要が発生しましたので、その費用。また、住宅の退去する際に修繕が発生するわけですが、それがちょっと高額なものが続いたので、今後の退去等を考えますと、予算が不足する可能性がありますので、今回補正させていただくということで考えております。

議長（高橋拓生君）

大友議員の先ほどの質疑に対しまして、保健センター所長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

先ほど大友議員から、54ページの2目予防費の17節備品購入費14万5,000円の減額についてご質問をいただきました。改めてご説明をさせていただきたいと思えます。

こちらは、屈折検査機器購入費となっております。当初予算の際には112万8,000円の予算要求をさせていただきました。その後、より精度の高い機器購入ということで、機種変更のために

4月補正で24万7,000円の増額補正させていただきまして、合計で137万5,000円の予算計上をさせていただいております。屈折検査機器におきましては、購入に当たりまして入札減もございまして、122万9,800円の機器のほうを購入させていただきまして、14万5,200円の残額が出たということで、今回14万5,000円の減額とさせていただいております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

議案第48号の三枚山議員からの質疑に対しまして、岩渕総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

三枚山議員からご質問いただいた第1条の平泉町公益的法人等への職員の派遣の実績についてご質問がございました。私、実績がないというふうに答弁いたしましたけれども、20年前となります平成14年度から平成16年度までの3か年、こちらの条例を整備し、規則において、その派遣先を平泉町社会福祉協議会と定め、当時の町民福祉課長から社会福祉協議会の事務局長へということで、派遣を3か年行っているという実績がございました。その際は、職員派遣協議書を締結して派遣を行っておりましたので、おわびして訂正したいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

日程第9、議案第52号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第52号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の78ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

歳入、6款繰入金、1項他会計繰入金4万6,000円、事務費等繰入金でございます。

8款諸収入、2項雑入1,000円、一般被保険者第三者納付金でございます。

歳入合計補正額4万7,000円でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費4万6,000円、会計年度任用職員報酬等でございます。

5款保健事業費、1項特定保健審査等事業費1,000円、会計年度任用職員報酬等でございます。

歳出合計補正額4万7,000円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第10、議案第53号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第53号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の86ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明をいたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金1,814万円、一般会計繰入金でございます。

歳入合計補正額1,814万円でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費1,814万円、燃料費及び光熱水費、ボイラー入替工事費等でございます。

歳出合計補正額1,814万円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

1,800万円のうち1,100万円の高額な工事費、どのような工事になるのか。また、休館はどれくらい発生するのか、期間は。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

工事内容でございますが、ボイラーの中の燃焼室に穴が開いておりまして、これが9月30日時点でなかなか温度が上がらないということで調査をしたところ、燃焼室に穴が開いていたということで、そういったところで、本来であれば、もう燃焼室の壁がトタンのように薄くなっているというようなところで応急処置しましたが、いずれこれにつきましては、このままもう薄くなっていることから、そこが裂けていこうというふうな見解でございましたので、そちらのボイラーの入替え、さらに既存のボイラーの撤去、それから、新しいボイラーの設置など、そういった費用の累計が1,100万円ということでございます。

休館につきましては、見積りいただいた業者などを参考にして、基本的には1日、2日で作業ができると。作業内容については、機械室に直接新しいボイラーを設置することが難しいので、分解しながら中で工事をするので、それを含めても2日ぐらいで工期は終わらせることができるというふうなお話を聞いております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

経年による劣化ですよ。こういうもののほかに想定されるものはありませんか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

既存の設備において、ボイラーも含めて、いわゆる暖冷房器具につきましても、基本的に開館してからずっと20年以上使っております。これにつきましても耐用年数が15年から20年ということで、今後考えられるのはそういった冷暖房施設というふうなところが大きなところかと思えます。それ以外につきましては、保守点検をしながら、ある程度、今、長寿命化を図っておりますので、目下、気になる部分については冷暖房施設ということになっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

200万円かけて健康福祉交流館活性化調査委託をしていますけれども、中間報告とかはありませんか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

現在、委託業者と随時打合せをしているところでございまして、中間報告的なものについては現在考えておりません。

議長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

委託先が考えていないのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

委託先が考えていないということではなくて、まだ中間的に皆さんにお知らせするようなどころまでまとまっていないということでございます。

議長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

一般会計からの繰入れが今年4,800万円に及びます。来年度予算編成方針説明で、費用対効果を重視すると11月10日の新聞に出ております。やはり来年もこうした高額繰り出しによる運営になるのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

先ほどお話ししたとおり、ガスヒートポンプも含め、耐用年数に来ておりますので、来年度はそういった内容のもの、そういった設備を更新したいというふうな要求を考えているところでございます。通年よりも金額が高くなるかとなれば、今のような設備投資という部分を考えれば、例年よりも高い予算要求になるかと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

どのような効果が得られると考えますか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

効果の件、現在、入館者につきましては、昨年度より15%ほど、今、入館者が増えております。今年の予測につきましては、通年の9万人、10万人というふうなレベルにはまだ戻りませんが、このような中でも、今年度につきましては8万人以上、8万5,000人ぐらいまで入館者の方が増えるのではないかと。入館者の方々におきましても、他の市町村、近隣市町村で今年度までで直営の温泉が閉められるという新聞等での報道がございました。そういったことを含め、入館者の方々が平泉の温泉もそうならないですよというふうな声を多くいただいております。なかなか費用対効果だけでは、厳密に、じゃ、これが赤字になってもかと言われるかもしれませんが、住民の方々にとっては、これは欠かせない施設ではないかなというふうには私は認識しております。ですので、なるべく経費についても、光熱水費も含め、このように高騰しております。その中で値上げなども本来していかなければいけないところもございますが、逆にこのような状況の中だからこそ、このようなサービスを住民の方々に利用していただいて、福祉の向上を図っていくというのが一つの目的ではないかなと私は考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第11、議案第54号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長(菊地隆一君)

議案書91ページをご覧ください。

議案第54号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第3号)につきまして補足説明いたします。

それでは、92ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。初めに、歳入でございます。

1款使用料、1項駐車場使用料19万2,000円の増額、これは中尊寺第一駐車場使用料の増額であります。

歳入補正額19万2,000円となります。

続きまして、93ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費19万2,000円の増額、これは人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費の増額であります。

歳出補正額19万2,000円となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第12、議案第55号、令和4年度平泉町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます

岩淵建設水道課長。

建設水道課長(岩淵省一君)

それでは、議案書101ページをお開きください。

議案第55号、令和4年度平泉町下水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

103ページをお開きください。

令和4年度平泉町下水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。

項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

初めに、収入です。

1款下水道事業収益61万2,000円、1項営業収益、1目下水道使用料60万円の減、2項営業外収益、3目他会計補助金121万2,000円。

次に、支出です。

1款下水道事業費用61万2,000円、1項営業費用61万2,000円、1目公共下水道污水管渠費6万円、3目農業集落排水事業管渠費9万6,000円、4目農業集落排水事業処理場費45万6,000円。

104ページに移ります。

次に、資本的収入及び支出です。

収入です。

1款下水道事業資本的収入91万3,000円、2項分担金及び負担金、1目負担金204万1,000円、3項他会計出資金、1目他会計出資金112万8,000円の減。

次に、支出です。

1款下水道事業資本的支出39万円、1項建設改良費、1目公共下水道污水管渠整備費39万円。

今回の補正は、主に下水道使用水量の減少に伴う下水道使用料の減額、それに伴う他会計補助

金の増額、受益者負担金一括納付件数の確定による負担金の増額、それに伴う他会計出資金の減額、原油価格高騰等による下水道施設動力費の増額に伴う他会計補助金の増額であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第13、議案第56号、令和4年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

それでは、議案書109ページでございます。

議案第56号、令和4年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

111ページをお開きください。

令和4年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

初めに、収入です。

1 款水道事業収益578万4,000円、2 項営業外収益、3 目他会計補助金578万4,000円。

2 款簡易水道事業収益106万8,000円、2 項営業外収益、3 目他会計補助金106万8,000円。

収入合計685万2,000円。

次に、支出です。

1 款水道事業費用614万5,000円、1 項営業外費用614万5,000円、1 目原水及び浄水費485万9,000円、2 目配水及び給水費92万5,000円、5 目総係費36万1,000円。

112ページに移ります。

2 款簡易水道事業費用147万5,000円、1 項営業費用147万5,000円、1 目原水及び浄水費85万4,000円、2 目配水及び給水費21万4,000円、5 目総係費40万7,000円。

支出合計762万円。

資本的収入及び支出です。

2 款簡易水道事業資本的支出9万7,000円、1 項建設改良費、1 目一般改良事業費9万7,000円。
支出合計9万7,000円。

今回の補正は、主に原油価格高騰による水道施設動力費の増額、それに伴う他会計補助金の増額及び人事院勧告による人件費の補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

116ページでございます。

水道事業と簡易水道事業について伺います。

本来、水道事業は独立採算制で賄うとされておりますが、一般会計から補助している理由について伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

水道事業会計の一般会計の補助金についてであります。今回の物価価格高騰による交付金については、それについても基準外の補助金として組み入れているところであります。ほかにつきましては、鉛管更新として上水道が400万円、簡易水道が300万円、合わせまして700万円も基準外として繰り入れています。これにつきましては、財政協議の上、繰入れとしているところであります。ほかにも、あと辺地債等がございますが、主には一般会計の繰入れという形にはなっておりますが、主にはその裏財源等があるものと思っております。

議長（高橋拓生君）

2 番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

聞き慣れない裏財源とかという言葉もございましたが、国からの起債とかということでもないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

起債につきましては、辺地債の借入れをしているところであります。その辺地債につきまして、償還分につきまして基準外分として繰り入れておりますが、一般会計のほうに対しては、償還に対して交付税の措置はされているかと思えます。

議長（高橋拓生君）

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

ほかの自治体では15%ほど値上げをしているようですけれども、値上げを平泉町でも検討はしていると思うのですが、値上げをすることによって、一般会計からの補助をなくせるという考えでよろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

料金を値上げするという事は収入が増えますので、一般会計からの繰入れについては抑制できるかと考えております。ただ、使用料を上げるということは、利用者に対して負担を強いることとなりますので、その件については十分検討する必要があると考えております。ですので、町の財政及び社会情勢等を考慮しながら、使用料については検討してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

基本的なことを伺うのですが、上水道と、あと簡易水道の水道使用料金の違いはあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

上水道と簡易水道の料金についてであります。同じ料金で設定しております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

水道事業に限定した話ではないのでありますが、平成25年に電気事業法が改正になって、いわゆる電力の自由化が行われたわけです。俗に言われる第二電力と言われる制度なのですが、本町においても、特にも高圧電力については、それまで契約をしていた東北電力からいわゆる第二電力と契約変更変えをしたということですよ。この間の変更後の電力料金の推移を見ていると、

令和元年あたりまでは若干安く推移をしてきていたわけですが、ただ、その中でも、特にも浄水場の電力使用料については、下がり幅が非常に少なかったわけです。ご案内のように、昨今、こういう社会経済情勢の中で、いわゆる第二電力と言われるところが次々と廃業していくという状況。あるいは、廃業しないまでも、東北電力と比較をして電気料金が高騰してきていると。そのことが先ほどの課長の答弁で裏打ちをされているわけですが、升沢議員も指摘したように、升沢議員は第二電力に変えろということではなくて、第二電力に変えた結果として電気料金が、特に浄水場では1,000万円を超える金額が年間負担増になっていると。こういう現状の中で改めて、いわゆる東北電力などとの来年4月から値上げすることがもう言われていますけれども、それでも俗に言う第二電力とはまだ価格差があるわけです。そういうところとの再契約、切替えということについて、これは冒頭言いましたように、水道事業だけではなくて、町の庁舎の低圧も含めてしっかりと検証する必要があるだろうということを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今のご質問といいますか、ご意見といいますか、に関しまして、各施設の電気事業者との契約を行っている関係で申し上げますと、まず電力事業者とは定期的に情報交換といいますか、情勢について町長が意見交換を行っているというところをごさしまして、その中で、町としましては、有利な事業者との契約というのは目指しているところなのですが、電力需要自体が需要のほうが上回っている状況の中で、実際、電力事業者との契約先を変更できないような状況も今生まれている状況もあります。そういったことも踏まえながら、極力こちらではいろいろな形で情報収集を行いながら、施設の管理運営にとって経営上安定して継続運営ができるようなところを目指すために、引き続きこの件に関しましては有利な契約先を探していくというか、そういった形で取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。その場でお待ちください。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時43分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第14、同意第6号、副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件1件の説明をさせていただきます。

議案書その2の3ページをお開きください。

同意第6号の提案理由を申し上げます。

副町長の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、菅原幹成。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、齋藤清壽副町長が令和4年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに菅原幹成氏を副町長として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第6号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時50分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

以上で本定例会12月議会に付議された全ての議案が議了いたしました。

齋藤副町長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

まずもって、退任のご挨拶をさせていただきます機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

平成27年より2期8年、副町長の職を務めさせていただきました。青木町長のご指名を受け、そして、議会のご承認をいただき、町政発展の一翼を務めさせていただきましたことに、私にとりましてはこの上ない喜びであり、心から感謝申し上げる次第でございます。

議員各位には既にご承知のとおりでございますけれども、青木町長とは同級生でございまして、青木町長が議会議長の際にも事務局長としてタッグを組んだ仲でございます。したがって、その性格も承知の仲というところでありました。様々な課題に対して一体となって取り組んでまいったところでございます。青木町長の目指す持続可能な地域社会の実現、そして、町民一体となったチーム平泉の地域づくりへの取り組みにその一端を担えたのであれば幸いと感じております。

また、この場をお借りいたしまして職員に申し上げますが、この約3年間、世界中に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症に向かい合い、幹部職員を先頭に通常の業務を大きく上回りながら、住民の安心・安全のために日夜奮闘してまいりました姿に敬意を表する次第であります。まだまだ終息には至っておりませんが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、私こと、幸いにも心身ともに健康であります。今日までなかなかできなかった家のこと、そして、地域住民との協働をしっかりとやってまいりたいと考えております。役場職員時代と合わせますと約50年になりますが、議員各位には様々なところでご理解、ご協力を賜り、職務を全うできましたことに心から感謝申し上げる次第でございます。感謝申し上げます、退任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

それでは、私のほうから、齋藤副町長様におかれましては、長きにわたりまして平泉町政にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。どうかこれからも健康に留意されまして、ご活躍されますことをご記念申し上げます。長い間、本当にお疲れさまでございました。皆様、いま一度拍手をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

それでは、閉議の宣言をいたします。

ご起立お願いいたします。

これをもちまして、令和4年平泉町議会定例会12月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

閉議 午後 1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋拓生

署名議員 千葉勝男

同 升沢博子